

社会福祉法人 長命荘 役員等報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長命荘（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定める。

(報酬等の総額)

第2条 役員等に支給する報酬等の総額は、常勤専従役員の報酬等を除き、1会計年度において、次の額を限度とする。

- (1) 非常勤理事 550,000円
- (2) 非常勤監事 300,000円
- (3) 評議員 550,000円

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、前月16日から当月15日までを1月として、勤務形態に応じ、次のとおり報酬等を支給する。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している場合は支給しない。

- (1) 常勤役員には、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬及び退職慰労金を支給する
ただし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 常勤役員（職員を兼務している者を除く。）に対する退職手当及び非常勤役員等に対する退職慰労金は、役員等として、円満に任期を満了、または辞任、死亡により退職した者に支給するものとし、死亡により退職した者については、その遺族に支給する。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額
- (4) 常勤役員が職務のために出張したときは、当法人出張旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等の報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める。

- (1) 報酬については、別表4に定める額

- (2) 退職慰労金については、別表5に定める額
- (3) 非常勤役員等が職務のために出張したときは、当法人出張旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（報酬等の支給方法）

第6条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号の報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬の支払日及び支払方法については、当法人職員給与規程第4条及び第6条に準ずる。
- (2) 賞与の支給月は、6月及び12月とし、第1号の支払方法により支給する。
- (3) 退職手当については、第2条第2項に基づいて退職した後、4ヶ月以内に第1号の支払方法により支給する。

2 非常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号の報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 非常勤役員等に対する報酬の支払日及び支払方法については、当法人職員給与規程第4条及び第6条に準ずる。
- (2) 退職慰労金については、第2条第2項に基づいて退職した後、4ヶ月以内に第1号の支払方法により支給する。

（常勤役員報酬の日割り計算）

第7条 月の中途での就任、退任又は解任の常勤役員の報酬は、日割りによって計算する。ただし、1日当たりの日割りは、1月の21.3分の1とする。

（公表）

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬の基準として公表する。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

（雑則）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1（常勤役員の報酬）

法人職員と兼務している場合は、支給しない。

（平成 28 年 12 月 3 日現在、常勤専従役員は、不存在。）

役職名	報酬月額
理事長	750,000 円以内
理 事	700,000 円以内

別表 2（常勤役員の賞与）

法人職員と兼務している場合は、支給しない。

6 月の賞与	報酬月額の 1 ケ月分
12 月の賞与	報酬月額の 1 ケ月分

別表 3（常勤役員の退職金算定式）

$$\text{最終報酬月額} \times \text{在任年数（職員兼務期間を除く）} \times 1.2$$

＊ 支給対象在職期間は 2 年以上で、1 年単位とする。端数は切り捨てる。

別表 4（非常勤役員等の報酬）

	1 回当たり
役員会等への出席	14,000 円
上記の他、法人業務のための出勤	14,000 円

別表 5（非常勤役員等の退職慰労金）

30,000 円
